

医療費のお知らせをお送りします

同じ病気で次々と医療機関を替えていませんか？医療機関を替えるとそのたびに初診料や検査料がかかり、医療費がかさみます。重複する検査や薬により、かえって体に悪影響が及ぶこともあります。治療に関する疑問や不安がある場合は、医療機関を替える前に、まず医師に相談してみましょう。

共済組合では、組合員の皆様に医療機関等の受診状況をお知らせし、無駄のない受診を心がけていただくために、年2回「医療費通知書」を作成しています。

今回は、平成27年1月診療分から6月診療分の6か月間の医療費をお知らせいたします。

9月中旬に配付いたしますので、皆様の健康管理にお役立ていただくとともに、医療費の節減にご協力をお願いいたします。

医療費通知書の内容 (医療機関・診療区分ごとに表示しています。)

医療費通知書										
組合員とその被扶養者の医療費は次のとおりです。										
※ ご不明な点がございましたら共済組合保健課 (028-615-7816) までお問い合わせください。										
<再発行はしませんので、大切に保管ください。>										
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
受診者氏名	診療 年月	日 数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	自己負担額	家族療養費 附加金等	高額療養費	支給額
共済太郎	27	2	10	医科入院	250,000	175,000	75,000	50,000		50,000
共済花子	27	4	1	医科入院外	50,000	35,000	15,000			
共済花子	27	4	2	医科入院外	80,000	56,000	24,000	5,818	※	5,818
共済花子	27	4	2	調剤	30,000	21,000	9,000	2,182		2,182
共済一郎	27	5	1	歯科入院外	10,000	7,000	3,000			
合	計			420,000	294,000		126,000	58,000		58,000

① 診療を受けた年月

② 1か月に入院または通院した日数

③ 医科、歯科、調剤など／入院、入院外（外来）の区分

④ 医療費総額

⑤ 共済組合の負担額

⑥ 国・県及び市町村からの医療費助成額

⑦ 医療機関の窓口で負担した額

⑧ 自己負担額から高額療養費及び基礎控除額を控除した額
(千円未満不支給、百円未満切捨て)

⑨ 自己負担額から高額療養費の自己負担限度額を控除した額

※ 自己負担額 - 基礎控除額 = 家族療養費附加金等
基礎控除額は25,000円。

上位所得者は平成27年1月から3月受診分の基礎控除額40,000円、平成27年4月受診分からは基礎控除額50,000円。

上位所得者とは、給料月額424,000円（特別職530,000円）以上の者をいいます。

平成25年4月受診分から、医療機関での自己負担額と、同一医療機関の処方せんにより病院外の調剤薬局で処方された薬剤の自己負担額を合算して、家族療養費附加金等や高額療養費を支給しています。

医療費通知書の記載例では、それぞれ自己負担額25,000円未満のため、単独では家族療養費附加金に該当しませんが、医科と調剤の自己負担額を合算することにより、家族療養費附加金8,000円が支給されます。

なお、医療費通知書には、合算により支給された家族療養費附加金等は按分して記載されます。

自己負担額
24,000円 + 9,000円

—

基礎控除額
25,000円

=

家族療養費附加金
8,000円